

いじめ防止基本方針

輪島市立門前中学校

令和6年3月改正

令和6年度 学校いじめ防止基本方針

輪島市立門前中学校

1. いじめに関する学校目標

いじめは全ての生徒に関する問題である。どの生徒にも起こりうる、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、生徒の尊厳が守られ、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるようにしなければならない。そのため、校長のリーダーシップのもと、特に「いじめの未然防止」に努めることで「いじめの早期発見」や「いじめに対する早期対応」に、全教職員が全力で取り組むこととする。

2. いじめの問題への基本姿勢

□いじめの定義（文部科学省）

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

〈平成25年9月28日施行「いじめ防止対策推進法」より〉

《いじめを許さない学校づくりのために》

- ①いじめは「本校でも、どの子どもにも起こり得る」ものであることを、全教職員が十分認識する。
 - ・日頃から、生徒が発するサインを見逃さないようにして、いじめの早期発見に努める。
- ②「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を、学校教育全体を通じて、生徒一人一人に徹底する。
 - ・いじめられている生徒については、学校が徹底して守り通すという姿勢を日頃から示す。
 - ・いじめる生徒に対しては、出席停止等の措置も含め、毅然とした指導を行う。
 - ・支援が必要な生徒には、その生徒が困り感を持たないような手立てを心掛ける。
 - ・支援が必要な生徒と周囲の生徒とのよりよい人間関係の構築を図る。
- ③生徒一人一人を理解し大切にすることで、教職員自身が日常の態度の重要性を認識する。
 - ・教職員の言動が、生徒に大きな影響力を持つことを十分認識し、教職員自身が生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないようにする。
- ④いじめが解決したと見られる場合でも、教職員の気づかないところで、陰湿ないじめが続いていることも少なくないことを認識すること
 - ・一場面での指導により解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折りに触れて必要な指導を行う。
- ⑤定期的な調査だけでなく、必要に応じて、きめ細かな実態把握に努め、情報を全教職員で共有すること
 - ・生徒が発するサインを見逃さないよう、生徒の実態に併せて調査を実施し、全教職員の共通理解のもと、迅速に対応する。

3. いじめの未然防止

校長、教頭、生徒指導主事、教育相談担当、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー、いじめ対応アドバイザーで、「門中いじめ問題対策チーム」を組織し、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うこととする。

いじめはどの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、生徒一人一人の尊厳が守られ、いじめに向かわせないための未然防止に、全ての教職員が取り組むこととする。未然防止の基本となるのは、生徒が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行って行くことである。特に、特別活動、道徳、総合的な学習の時間を通して、集団の一員として、生徒の自覚や自信を育み、自己肯定感を高めることで、互いを認め合える人間関係・学校風土を生徒自らが作り出していくものと期待される。

(1) わかる授業づくり

いじめ加害の背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、生徒が分かる授業づくりを進める。そのためには、分からないことが分かるようになるための手立てを工夫し、出来る・分かる授業づくりに努める。

(2) 道徳教育や人権教育等の充実

学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実等により、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。

(3) 規範意識の育成

校内での規律や授業中の規律を定着させることで、規範意識を醸成するとともに、生徒が安心して学ぶことができる環境を作る。

(4) 自己有用感や自己肯定感を育む取組

ねたみや嫉妬などいじめにつながりやすい感情を減らすために、全ての生徒が、認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、学校の教育活動全体を通じ、生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を全ての生徒に提供し、生徒の自己有用感が高められるよう努める。

(5) 生徒会などが中心となる取組

「いじめを絶対に許さない」という意識を生徒一人一人につけ、学校全体でいじめ撲滅に取り組む雰囲気をつくる。

(6) 体験活動を取り入れた取組

ボランティア活動や自然体験、異年齢集団での活動などを通じて、素直に感謝の気持ちを表したり、他人を思いやる心を育んだりするなど、心の通じ合うコミュニケーション能力を育む。

(7) 生徒が主体的に活動する取組

自分以外の考え方にふれ、物事を多面的な立場で捉え、相手や周りを気遣う気持ちを身に付ける。

(8) 家庭や地域と連携した取組

生徒だけではなく、家庭や地域と協力して「いじめを見逃さない・風通しのよい学校づくり」に取り組む。

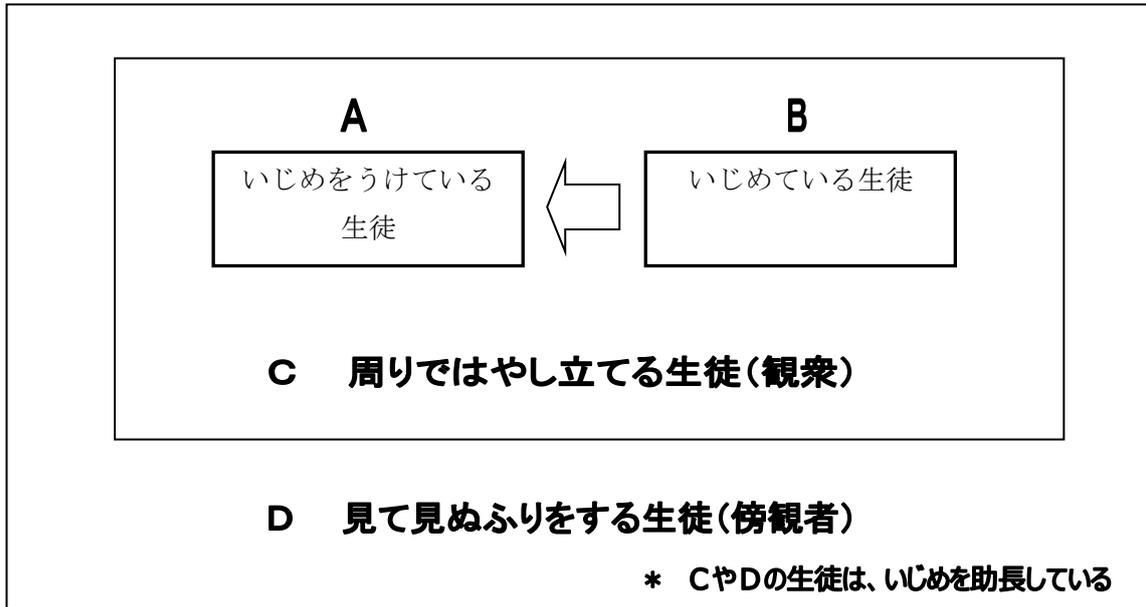
4. いじめの理解

いじめの態様

- ・言葉でのおどしや冷やかし、からかいを受ける。
- ・集団から無視される。
- ・仲間はずれにされたり、不自然に机や椅子が離されたりしている。
- ・暴力行為を受ける。
- ・持ち物を隠されたり、掲示物の作品や机に落書きされたりする。
- ・お節介、親切の押し切りを受ける。
- ・インターネットや携帯電話のメール等への悪口の書き込みをされる。
- ・自分の持ち物でないものが、机やロッカー等に入れられている。
- ・たかりをされたり、使い走りさせられたりする。
- ・係決めなどで、ふざけ半分に推薦される。
- ・部活動で、練習のふりをしてボールなどをぶつけられる。
- ・その他（持ち物を傷つけられる、虚偽のうわさを流す） 等

いじめの構造

いじめられる側といじめる側との関係だけでとらえることをしないで、観衆や傍観者も含めたいじめの構造をしっかりと認識しておく。（いじめの4層構造）



5. インターネットを通じて行われるいじめの未然防止

(1) ネットいじめ未然防止について

- ① インターネットツールの所持と利用について調査し把握する。
- ② ネットいじめについて教職員が理解するとともに、保護者にも理解を求める。
- ③ 生徒が携帯電話などの端末を所持する場合は、フィルタリングの利用を勧める。
- ④ LINE や Facebook などの SNS 関係によるコミュニケーションの特徴を知らせ、利用する際に気を付けることやマナーについて指導する。

(2) ネットいじめの対応について

- ① ネットいじめの対応は、より速やかに適切な対応が必要である。すぐに保護者や関係機関と連携をとる。
- ② 掲示板等への不適切な書き込みや写真は、いったん保存した上で、被害拡大を防ぐため、すぐに削除する。
- ③ 名誉毀損やプライバシーの侵害などがあった場合は、プロバイダに対して速やかに削除を求めると必要な措置を講じ、関係機関の協力も求める。

6. 生徒観察の視点

発見機会	観 察 の 視 点 (特に、変化が見られる点)	
朝の会	<input type="checkbox"/> 遅刻・欠席が増える <input type="checkbox"/> 表情がさえず、うつむきがちになる	<input type="checkbox"/> 始業時刻ぎりぎりの登校が多い <input type="checkbox"/> 出席確認の声が小さい
授業の開始時	<input type="checkbox"/> 忘れ物が多くなる <input type="checkbox"/> 用具、机、椅子等が散乱している	<input type="checkbox"/> 涙を流した気配が感じられる <input type="checkbox"/> 周囲が何となくざわついている <input type="checkbox"/> 席を替えられている
授業中	<input type="checkbox"/> 正しい答えを冷やかされる <input type="checkbox"/> 発言に対し、しらげや嘲笑が見られる <input type="checkbox"/> 責任ある係の選出の際、冷やかし半分に名前が挙げられる <input type="checkbox"/> ひどいアダ名で呼ばれる	<input type="checkbox"/> グループ分けて孤立することが多い <input type="checkbox"/> 保健室によく行くようになる ※ 不まじめな態度で授業を受ける ※ ふざけた質問をする ※ テストを白紙で出す
休み時間	<input type="checkbox"/> 一人であることが多い <input type="checkbox"/> わけもなく階段や廊下等を歩いている <input type="checkbox"/> 用もないのに職員室等に来る <input type="checkbox"/> 遊びの中で孤立しがちである <input type="checkbox"/> プロレスごっこで負けることが多い	<input type="checkbox"/> 集中してボールを当てられる <input type="checkbox"/> 遊びの中でいつも同じ役をしている ※ 大声で歌を歌う ※ 仲良しでない者とトイレに行く
給食時間	<input type="checkbox"/> 食べ物にいたずらをされる <input type="checkbox"/> グループで食べる時、席を離している <input type="checkbox"/> その生徒が配膳すると嫌がられる	<input type="checkbox"/> 嫌われるメニューの時に多く盛られる ※ 好きな物を級友に譲る

清掃時	<input type="checkbox"/> 目の前にゴミを捨てられる <input type="checkbox"/> 最後まで一人です <input type="checkbox"/> 椅子や机がぼつんと残る	※ さぼることが多くなる ※ 人の嫌がる仕事を一人です
発見機会	観 察 の 視 点 (特に、変化が見られる点)	
放課後	<input type="checkbox"/> 衣服が汚れたり髪が乱れたりしている <input type="checkbox"/> 顔にすり傷や鼻血の跡がある <input type="checkbox"/> 急いで一人で帰宅する	<input type="checkbox"/> 用事がないのに学校に残っている日がある <input type="checkbox"/> 部活動に参加しなくなる ※ 他の子の荷物を持って帰る

<注意しなければならない生徒の様子>

様子等	観 察 の 視 点 (特に、変化が見られる点)	
動作や表情	<input type="checkbox"/> 活気がなく、おどおどしている <input type="checkbox"/> 寂しそうな暗い表情をする <input type="checkbox"/> 手遊び等が多くなる <input type="checkbox"/> 独り言を言ったり急に大声を出したりする	<input type="checkbox"/> 視線を合わさない <input type="checkbox"/> 教師と話すとき不安な表情をする <input type="checkbox"/> 委員を辞める等やる気を失う ※ 言葉遣いが荒れた感じになる
持ち物や服装	<input type="checkbox"/> 教科書等にいたずら書きされる <input type="checkbox"/> 持ち物、靴、傘等を隠される	<input type="checkbox"/> 刃物等、危険な物を所持する
その他	<input type="checkbox"/> 日記、作文、絵画等に気にかかる表現や描写が表れる <input type="checkbox"/> 教科書、教室の壁、掲示物等に落書きがある <input type="checkbox"/> 教材費、写真代等の提出が遅れる <input type="checkbox"/> インターネットや携帯電話のメールに悪口を書き込まれる	<input type="checkbox"/> 飼育動物や昆虫等に残虐な行為をする <input type="checkbox"/> 下足箱の中に嫌がらせの手紙等が入っている ※ 校則違反、万引き等の問題行動が目立つようになる

7. 検証について

- (1) 年2回のQUアンケートを全校生徒に実施し、各項目の推移を学年ごとに生徒指導委員会・いじめ対応アドバイザーの研修会等で検証していく。
- (2) いじめアンケートを1・2学期に2回、3学期に1回実施し、いじめアンケート集計から調査、分析、対策案の提示をしていく。
- (3) 学校評価アンケートを年2回実施し、学校生活に関する質問項目を比較・検証していく。上記(1)～(3)の調査方法で、本校いじめ防止基本方針が機能しているか検証していく。
- (4) いじめの認知件数が零であった場合、生徒や保護者向けに公表し、検証を仰ぐことで認知漏れがないかを確認していく。

8. いじめの解消について

(1) いじめに係る行為が止んだ状態が相当期間継続していること。

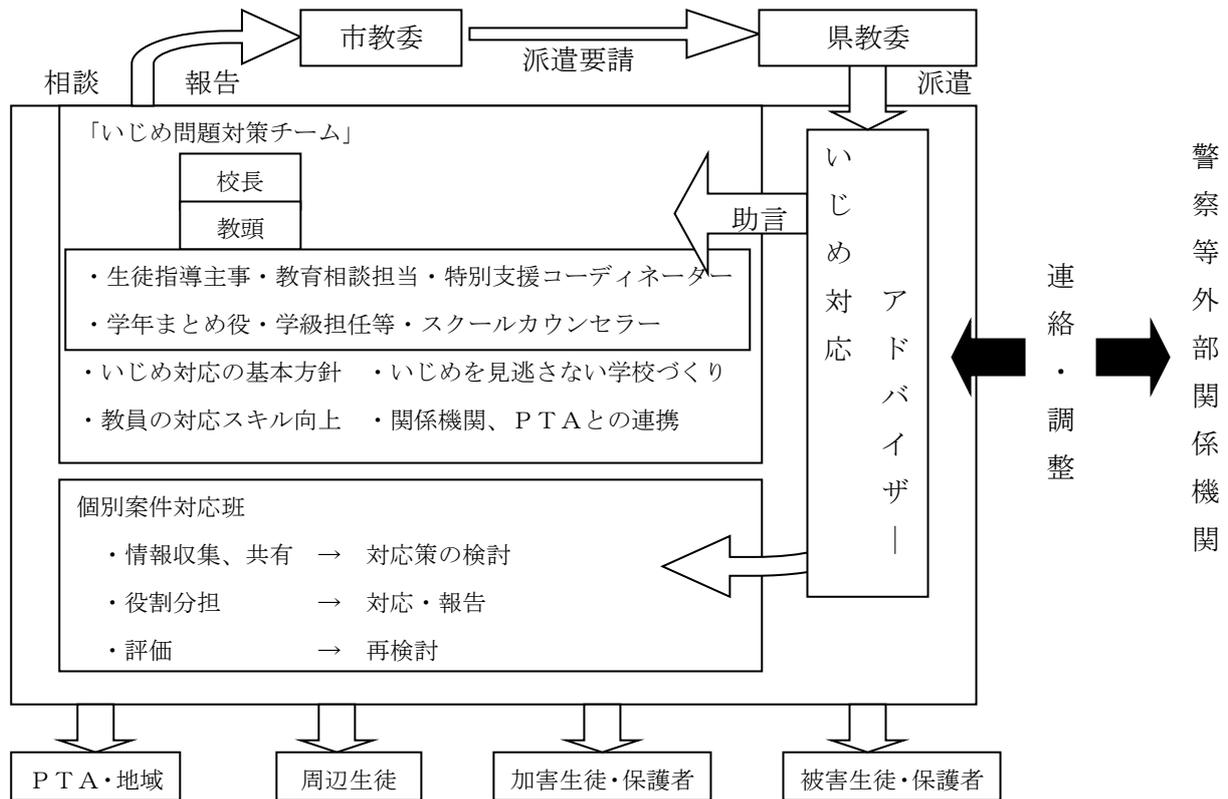
(少なくとも3ヶ月を目安とする)

(2) 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

(本人・保護者に対し面談等で確認する) 以上の2つの要件が満たされている状態をいう。

9. 組織図

《いじめ問題発生時における校内対応組織図》



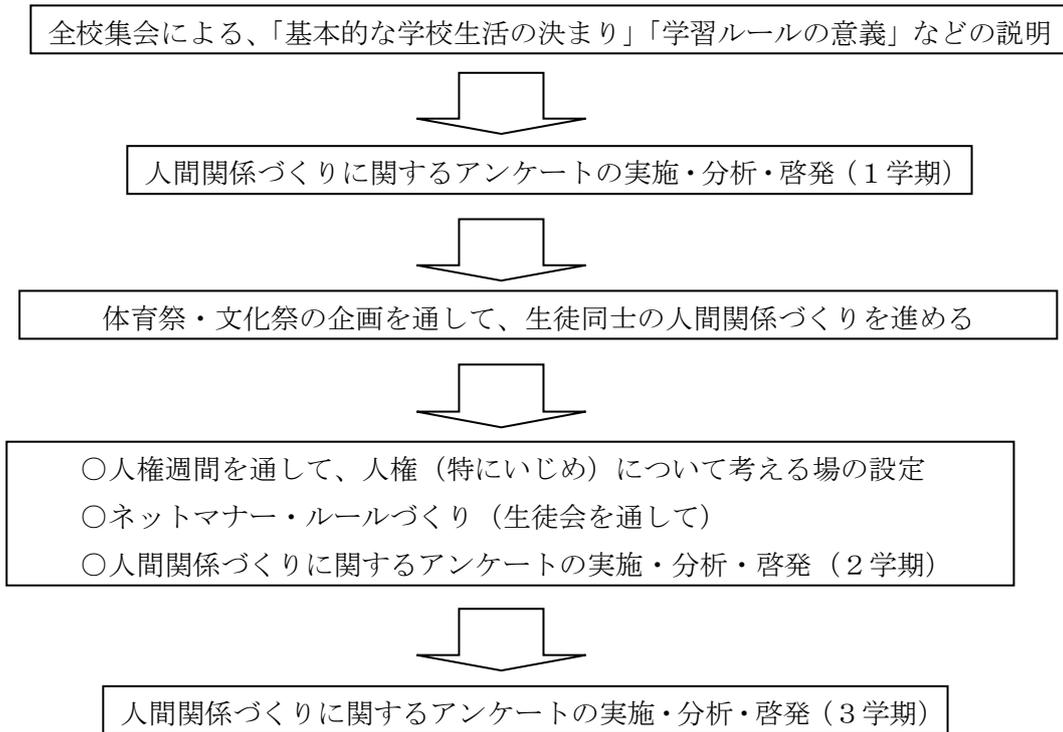
10. 各担当行動計画

(1) *各担当の行動内容

担 当	行 動 内 容
校長	・学校内の統制と全体指揮、緊急事態の確認・判断、関係諸機関への説明責任、各担当への指導・助言
教頭	・各関係機関及び各担当の窓口、コーディネーター的役割
生徒指導主事	・情報収集窓口、管理職（学校長・教頭）への報告等 ・生徒理解シートへの記録記入・整理等 ・いじめに関する校内研修の計画・実施 ・教育相談部会との連携窓口（いじめアンケート調査、分析、対策案の提示） ・学校生活における規律の確立 ①研究主任とも連携・協力し、体制を整える（学習面） ②生徒会担当とも連携・協力し、規範意識の育成・向上を図る（学校生活面） ③毎日の登校指導（生徒観察によるいじめの未然防止）

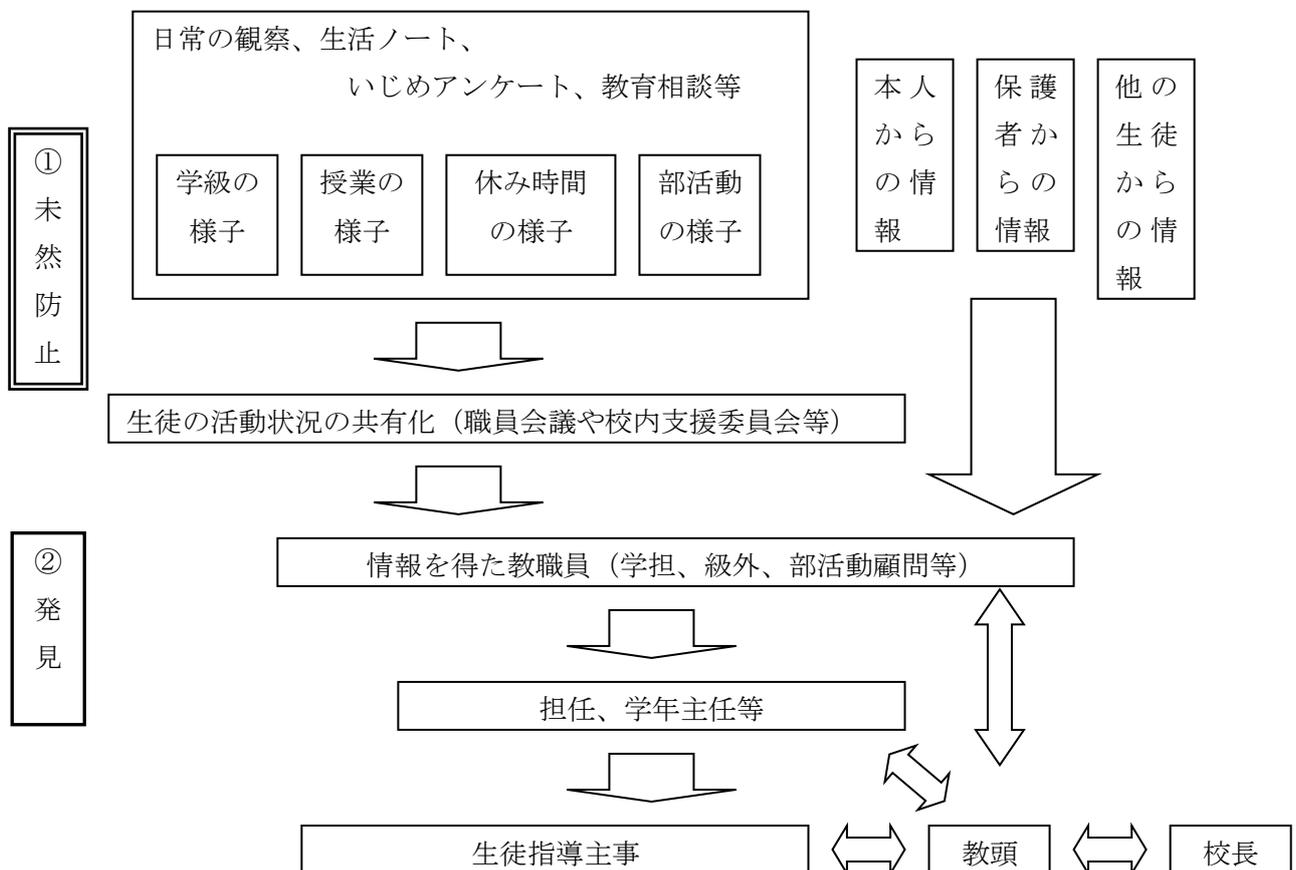
教育相談担当	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導部会との連携窓口（いじめアンケート調査・分析、対策案の提示） ・教育相談計画 ・特別支援教育コーディネーターとも連携し、気になる生徒への支援や対策の検討・実施 ・生徒理解シートへの記録記入・整理等
教務主任	<ul style="list-style-type: none"> ・規範意識向上やいじめに関する全校集会の開催 ・いじめ及び人権啓発等講演会の企画・運営 ・体験を取り入れた取組の企画・運営（門前中独自の活動） <ul style="list-style-type: none"> ①地域の高齢者との交流活動 ②他校種の学生との交流活動（七尾特別支援学校輪島分校との交流） ・学級活動等における人間関係づくりの働きかけ ・家庭や地域と連携した取組の計画・実施
研究主任 学力向上リーダー	<ul style="list-style-type: none"> ・わかる授業の推進 ・授業のユニバーサルデザインの推進 ・学習規律の確立、生徒指導主事とも連携・協力し体制を整える
養護教諭	<ul style="list-style-type: none"> ・全校生徒の健康状態や欠席・早退状況等を把握しながら、生徒のささいな変化を見逃さないように努める。気になることは報告する。（担任・生徒指導主事・教育相談担当・管理職等へ）
スクール カウンセラー	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談担当とも連携・協力し、相談を希望する生徒や保護者に対応し、悩みや心配事へのカウンセリングを実施 ・全校面談を行う、給食を一緒に食べるなど生徒にＳＣの身近な存在として感じさせる
生徒会担当	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒会が中心となる取組の企画・運営 <ul style="list-style-type: none"> ①規範意識の育成・向上を図る集会の企画・運営（学習規律・挨拶運動など） ②日常的な活動として、「いじめ追放」の取組の企画・運営（人間関係に関するアンケート、ネットルールづくり）
各学年まとめ役	<ul style="list-style-type: none"> ・学級担任と連携をとりながら、生徒の動向について共通理解を図る。
（その他） ・各学級担任 ・全教職員	<ul style="list-style-type: none"> ・生活ノート、アンケート、教育相談や学級での様子から、いじめの早期発見に努める。 ・全生徒の情報収集や共通理解を図るために、生徒理解シートへの記録記入を推進する。 ・授業等、学校生活においても観察等により、生徒のささいな変化にも気付くよう努める。 ・生徒が自己存在感を高め、生徒が「居場所」を実感できるような共通実践を図る。

(2) いじめ防止の取組マニュアル（生徒指導部と生徒会とのタイアップ）



(3) 早期発見・問題対応についてのマニュアル

（早期発見のための日常活動）



③ 情報収集

④ 事実確認

⑤ 方針決定

⑥ 対応

⑦ 解消経過観察

生徒指導主事 ↔ 教頭 ↔ 校長

召集・指揮

いじめ問題対策チーム

報告・共通理解

調査方針・分担決定

調査班編成
*事案の状況により、メンバーの決定
(管理職・生徒指導主事・学年主任・担任・養護教諭)

報告・事実関係の把握

指導方針の決定・指導体制の編成

生徒指導主事

個別案件対応班 編成
*事案の状況により、メンバーの決定
(管理職・生徒指導主事・学年主任・担任・養護教諭)

職員会議

報告
共通理解

便宜連絡

保護者

報告
支援

輪島市教育委員会

報告
支援

* * * 石川
教 い い 川
育 じ じ 県
相 め め 教
談 問 問 育
等 題 題 委
 対 対 ア 員
 応 サ バ イ 会
 答 ト | ザ |
 チ |
 ム

個別案件対応班による
いじめ解消に向けた指導

解消

継続指導・経過観察 (心のケア等)

再発防止・未然防止活動へ

連絡・相談
暴力・恐喝等
の犯罪行為が
あった場合

支援

学校だけで解決が
困難な事案

関係諸機関
との連携

11. 主な相談機関の案内

相談機関	相談日	受付時間	電話番号
輪島市教育相談室	月～金	9:00～17:00	0768-23-1172
輪島市青少年育成センター	月～金	8:30～17:15	0768-23-1176
24時間子供SOS相談テレフォン (石川県教育委員会)	毎日	24時間	076-298-1699 0120-0-78310
子どもの人権110番	月～金	8:30～17:15	0120-007-110
チャイルドラインいしかわ	毎日	16:00～21:00	0120-99-7777
石川県七尾児童相談所	月～金	8:30～17:45	0767-53-0811
輪島市教育委員会 教育総務課			0768-23-1171